

#### 【緊急時、災害時における当院の対応】

当院では以下の場合、止むを得ず『臨時休診もしくは診療時間の短縮』とさせて頂く場合があります。

#### 【臨時休診となる可能性のある場合】

- ・院長の判断により診療困難と判断した場合
- ・悪天候や地震による公共交通機関の大幅な遅延、運行休止の場合
- ・内閣府の基準「警戒レベル4 避難指示」または「警戒レベル5 緊急安全確保」発令時
- ・自然災害時《大雨、大雪、暴風の特別警報発令時、地震（震度5以上）》の影響により、患者様・従業員の安全が確保できないと判断された場合

臨時休診と決定した場合は、当日7時30分までに当院HPに掲載いたします。

ご予約いただいている患者様全員にご連絡を差し上げられない可能性がありますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。